

平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 縮減 ）

No	3	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	河川立体区域制度の活用による河川整備に係る課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 河川法第五十八条の二第二項に規定する河川立体区域に係る同条第一項の河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建設されていた家屋に代わるものと道府県知事が認める当該土地の上に取得した家屋。 ・ 特例措置の内容 河川立体区域制度を活用して河川を整備する場合に、整備事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、河川立体区域の指定があった日から2年以内に当該事業地上に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合、当該家屋に係る不動産取得税の課税標準の算定について従前の家屋の価格を控除する。 ・ 見直しの内容 本特例措置を廃止する。ただし、平成25年3月31日までは経過措置を設ける。 	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 地方税法附則第11条第5項 地方税法施行令附則第7条第5項 </div>	
増収見込額	0 (0) (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由担当者等(連絡先)	担当課：河川局治水課 (課長) 森北 佳昭 (課長補佐) 神林 浩 (担当) 佐々木 大輔 電話：(代表) 03-5253-8111 (内線) 35534 (直通) 03-5253-8450 (FAX) 03-5253-1604 担当メールアドレス：sasaki-d22aa@mlit.go.jp 本特例は平成11年度に創設されてから適用実績が無く、税制特例措置の合理性、有効性、相当性の観点から検討した結果、廃止することとした。 ただし、現在、本特例措置の適用が予定される事業が進行中であり、当該事業において移転補償金を受けた者が代替家屋等を取得した際に、不動産取得税を全額課税することになれば、自己の都合ではなく、公共事業の実施に伴い移転を強いられて不動産を取得したにも関わらず、公共事業に協力した者に対して、過大な負担を課すこととなり、また、通常の公共事業の実施に伴い代替家屋等を取得する場合には不動産取得税が軽減されることと比較して、著しく公平性を欠くこととなることから、当該事業において移転補償金を受けた者が代替家屋等を取得する際には、不動産取得税を軽減する必要があるため、平成25年3月31日までの経過措置を設ける。	